

令和 7 年度

事 業 計 画



目 次

1	災害救護	1
2	救急法等の講習	3
3	赤十字奉仕団	4
4	赤十字防災ボランティア	4
5	青少年赤十字	4
6	福祉事業	6
7	国際活動	6
8	赤十字大会	6
9	赤十字有功会活動	7
10	広報活動	7
11	会員等の増強	8
12	医療事業	9
13	血液事業	12
14	社会福祉事業	18

【参考資料】

赤十字年間のこよみ	22
日本赤十字社鹿児島県支部の現況	23
日本赤十字社鹿児島県支部の組織機構	24
支部主要役員及び支部施設一覧表	25
赤十字基本原則	26

令和7年度 事業計画

1 災害救護

日本赤十字社鹿児島県支部（以下「県支部」という。）では、日本赤十字社救護規則等に基づき常備救護班8班を編成し、災害発生時には救護班等を派遣して救護活動を実施するとともに、県や市町村の行う救助業務に協力することとしている。

迅速かつ適切な救護活動が実施できるよう、救護体制及び救護装備・資機材の確認と見直しを進めるとともに、各種訓練や研修に積極的に参加する。

(1) 常備救護班の設置及び活動

災害発生時に、被災地に救護班を派遣し医療救護を実施するとともに、必要に応じて被災者や避難者の巡回診療を実施する。このため、平時から医薬品及び救護資機材の点検や救護班要員の教育訓練等を実施し、災害に即応できる体制づくりに努める。

◎常備救護班の編成状況

	医 師(人)	看護師長(人)	看 護 師(人)	主 事(人)	計(人)
1個班の編成	1	1	2	2	6
常備要員数	8	8	16	16	48

(2) 災害救護訓練等の実施と参加

ア 日本赤十字社第6ブロック支部合同災害救護訓練

大規模災害時に、九州八県支部が相互に連携して統制の取れた救護活動を展開できるよう合同で訓練を実施している。令和7年度から、南海トラフ地震対応計画の実効性の確認や現体制の課題の抽出等を目的とした新たな訓練を実施することとしており、宮崎県で実施する訓練に職員が参加する。

イ 各機関が実施する防災訓練への参加

(ア) 鹿児島県国民保護共同図上訓練

鹿児島県庁で実施される訓練に支部連絡調整員等が参加する。

(イ) 鹿児島県総合防災訓練

さつま町で実施される訓練に救護班、地域赤十字奉仕団、赤十字アマチュア無線奉仕団等が参加する。

(ウ) 桜島火山爆発総合防災訓練

鹿児島市（桜島等）で実施される訓練に救護班、地域赤十字奉仕団、赤十字アマチュア無線奉仕団等が参加する。

(エ) 鹿児島市多数傷病者事故対応訓練

鹿児島市で実施される訓練に支部連絡調整員等が参加する。

ウ 救護員研修

(ア) 県支部救護員基礎研修、救護員フォローアップ研修

災害時の救護活動等を適切に果たせるよう、救護員の量的確保及び質的向上を図ることを目的に、全社的な救護員育成体系に基づき県支部管内職員を対象とした救護員基礎研修を実施する。また、救護員基礎研修既受講者を対象に、知識・技術の研鑽を目的とした救護員フォローアップ研修を実施する。

(イ) 「こころのケア」研修会の実施

救護員を対象に、被災者や救護員、ボランティア等が被る心理的影響の特性に関する基本的な知識と理解を深め、対処法を習得するための「こころのケア」研修会を実施する。

(ウ) 第6ブロック赤十字救護班研修会（仮称）

大規模災害時の多様なニーズに対応できる救護班要員の資質向上を目的として研修会に職員を派遣する。併せて、研修会の運営スタッフとして関わる職員の育成を図る。

(エ) 日赤災害医療コーディネート研修会

災害時に関係機関と連携して救護班の活動調整等を担う「災害医療コーディネートチーム」（日赤本社が任命）を養成するため、研修会に職員を派遣する。

(3) 救護資機材等の整備

災害発生時に円滑な救護活動が行えるよう、必要な救護資機材等を整備・更新する。

- ・救護活動用装備（作業衣）
- ・奉仕団活動用装備（作業衣、炊出し釜）

(4) 死亡弔慰金の支給

自然災害及び火災による死者1人につき2万円を、死亡弔慰金として遺族に支給する。

(5) 赤十字看護師の養成

救護看護師確保等のため、日本赤十字九州国際看護大学に県支部長推薦で入学した看護学生に対し、奨学生を支給する。

- ・2年生 1人、4年生 1人 計2人

また、鹿児島赤十字病院奨学生に対し、奨学生の一部を助成する。

- ・1年生 1人、4年生 1人 計2人

(6) 臨時救護の実施

公的機関・団体等が開催する大会・祭典等において不慮の事故等に備えるため、開催者の要請を受けて救護班（員）を派遣する。

(7) 義援金・救援金の募集

国内の災害被災者支援のための「国内災害義援金」並びに世界各地の自然災害や武力紛争等の被災者に対する救援活動や復興支援活動のための「海外救援金」の募集活動を実施する。

(8) 防災・減災教育事業の実施

災害から命を守り、暮らしをつなぐために必要な「自助」「共助」の力を高めることを目的に、地域住民等を対象とした赤十字防災セミナー等の普及を強化する。

また、セミナー等の開催要請に適切に対応できるよう、指導者の確保・育成に努める。

2 救急法等の講習

(1) 講習の実施

健康で安全に生活するための知識や技術等を学んでいただくための講習を実施する。

令和7年度講習実施計画

講習種別	回数	受講予定者数
救急法	基礎講習	25
	救急員養成講習	15
	短期講習	200
水上安全法	救助員養成講習	2
	短期講習	30
健康生活支援講習	支援員養成講習	1
	短期講習	30
幼児安全法	支援員養成講習	7
	短期講習	40
計	350	17,970

(2) オンライン講習の推進

講習の受講機会が少ない地域や団体等に対しオンラインによる講習を案内する。

また、講習受講者等に、自宅等で繰り返し学べるeラーニング教材「赤十字WEB CROSS」を紹介し、活用を促す。

(3) 指導員養成講習の実施

水上安全法の普及体制を強化するため、新たな指導員を養成する。

(4) 講習資機材の整備

講習会に使用する教本や資材について次のとおり整備する。

- ア 講習用教本、教材セット
- イ 講習用消耗品（AEDトレーナーパッド、消毒用薬品、人工呼吸用マスク等）
- ウ AEDトレーナー（オートショック）
- エ 短時間講習用資料
- オ 屋外イベント用マット

3 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神に基づき、様々な実践活動を通じて、明るく住みよい社会を築いていくことを目的として活動しており、赤十字事業を推進する原動力となっている。

今後も主体的に活動できるよう、赤十字奉仕団の指導者や団員を対象に各種研修会を開催し、赤十字奉仕団の育成とその活動の拡充・強化を図る。

(1) 赤十字奉仕団の現況

区分	団数	団員数
地域赤十字奉仕団	57	11,296
青年赤十字奉仕団	1	11
赤十字アマチュア無線奉仕団	1	287
赤十字安全奉仕団	1	136
青少年赤十字賛助奉仕団	1	54
合計	61	11,784

(2) 赤十字奉仕団の育成

- 赤十字奉仕団委員長会議の開催
- 地域赤十字奉仕団研修会の開催
- 青年赤十字奉仕団研修会の開催
- 赤十字安全奉仕団研修会の開催

4 赤十字防災ボランティア

地域の防災力を強化するための平時の防災・減災教育や、災害発生時の被災者支援活動を担うボランティアを養成するため、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。また、日赤本社が主催するボランティア・リーダーの養成研修に対象者を派遣する。

5 青少年赤十字

青少年赤十字は、次代を担う青少年が赤十字を正しく理解し、進んで赤十字運動に参加し、世界の平和と人類の福祉に貢献できるように、日常生活の中で、望ましい人格と

精神を自らつくりあげることを目的とした事業であり、教員等を指導者として、幼稚園・保育所（園）、こども園、小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校の中に組織され、学校教育・幼児教育の中で青少年赤十字活動が進められている。

(1) 校種別加盟の現況

区分	令和6年12月末現在加盟数
	学校(園)数
幼稚園・保育園・こども園	53
小学校	245
中学校	94
義務教育学校	7
高等学校	20
特別支援学校	3
計	422

(2) 講習会等の開催

ア 県支部主催

- (ア) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
(小・中・高校生対象)
- (イ) 青少年赤十字一日リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
(小・中・高校生対象)
- (ウ) 青少年赤十字指導者講習会の開催
- (エ) 校長（園長）・教頭・指導主事等対象青少年赤十字研修会の開催

イ 九州ブロック主催

- (ア) 九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会（担当：熊本県支部）

ウ 日赤本社主催

- (ア) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会
- (イ) 青少年赤十字中央講習会（隔年実施）
- (ウ) 指導主事対象青少年赤十字研究会（1人派遣）
- (エ) 青少年赤十字スタディ・センター（2人派遣）
- (オ) 青少年赤十字国際交流事業（1人派遣）

(3) 加盟校（園）活動推進事業

青少年赤十字の実践目標・態度目標に沿った園児・児童・生徒の主体的な活動のために必要とする経費を助成する。

5万円×4校（園）

6 福祉事業

(1) 地域包括ケアシステムへの貢献

赤十字奉仕団が地域づくりに貢献できるように、高齢者支援活動、子育て支援、地域での防災活動等に関する研修を開催する。

7 国際活動

日本赤十字社は、世界191の国・地域の赤十字社・赤新月社等の一員として、紛争や自然災害などで苦しんでいる人々に対する救援活動や、発展途上国に対する開発協力等を行っている。

(1) 「NHK海外たすけあい」募金活動

「NHK海外たすけあい」は、世界各地で紛争や災害等に苦しんでいる人々を支援するために、毎年12月にNHKと日本赤十字社が実施する募金キャンペーンで、県支部では、地区・分区及び各種赤十字奉仕団、青少年赤十字等と連携、協力して、募金活動を実施する。

8 赤十字大会

5月の赤十字運動月間に、会員等の増強と赤十字思想の普及を図る目的で開催される「全国赤十字大会」に参加する。また、赤十字事業の推進に貢献された方々を顕彰するとともに、日本赤十字社の社旨を広めることを目的として開催される「九州八県赤十字大会」を鹿児島県で開催する。

(1) 全国赤十字大会

ア 期　　日：令和7年5月（予定）
イ 会　　場：明治神宮会館（東京都）
ウ ご　　臨　席：日本赤十字社名誉総裁皇后陛下及び名誉副総裁各宮妃殿下
エ 参　　加　者：有功章受章（彰）者、全国各都道府県支部地区・分区職員、赤十字奉仕団、その他赤十字関係者

(2) 九州八県赤十字大会

ア 期　　日：令和7年11月（予定）
イ 会　　場：川商ホール（鹿児島市）
ウ ご　　臨　席：日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下
エ 参　　加　者：有功章受章（彰）者、九州各県支部地区・分区職員、赤十字奉仕団、その他赤十字関係者
オ 内　　容：有功章の授与、感謝状の贈呈等

9 赤十字有功会活動

鹿児島県赤十字有功会は、赤十字活動に協力し、赤十字の人道博愛精神の普及とその事業の推進に奉仕するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的に活動している。本年度も、その活動の更なる活性化を図る。

10 広報活動

赤十字事業への理解と協力を得るために、地区・分区、県内赤十字施設と連携し、各種広報媒体の活用、各種イベントへの参加、赤十字施設への見学誘致等、積極的な広報活動を行う。

(1) マスコミ等による広報

ア 新聞・ラジオでの広報

赤十字事業に対する県民の理解の促進を図るため、地元紙による広報、地域のラジオ局でのスポット広報等を行う。

イ 赤十字運動月間の広報

5月8日の「世界赤十字デー」を中心に、建物を赤色にライトアップする「赤十字レッドライトアッププロジェクト」や懸垂幕の掲出等を行い、赤十字運動月間の周知及び赤十字活動への理解の促進を図る。

(2) 各種イベントにおける広報

各市町村社会福祉協議会主催の「社会福祉大会」や県内の各種イベント会場において赤十字コーナーを設置し、赤十字事業紹介のパネルや救援物資の展示、救急法等体験イベント、防災啓発活動等を行う。

(3) 刊行物による広報

ア 支部発行 (部)

機関紙「赤十字かごしま」	年2回	72,000
事業年報	年1回	540
事業計画	〃	150
赤十字運動月間用チラシ	〃	320,000
赤十字運動月間の手引き	〃	14,000
JRC機関紙(ふれあいの窓)	〃	2,000
高校JRC機関紙(光輝)	〃	1,000

イ 本社発行 (部)

赤十字新聞	月刊	16,800
会員誌「クロスコムブック」	年2回	1,800
パンフレット	年1回	7,000
ポスター	年1回	2,150

(4) インターネットによる広報

県支部のホームページやFacebook、Instagramを活用して、赤十字事業や各種の情報について、若者を中心に広く県民各層に紹介する。

(5) 赤十字を身边に感じてもらうための広報

自治会等を対象に赤十字会館への見学を誘致し、赤十字事業に関する説明、救急法等の体験講習、救援物資倉庫見学等を実施するほか、遠方の方々に対しては、出前講座を実施するなどして、赤十字活動及び社資への協力に関する理解の促進に努める。

11 会員等の増強

日本赤十字社の多岐にわたる事業を実施するための活動資金は、会員（個人・法人）が納める会費と、その他の個人、法人、団体から広く寄せられる寄付金によって支えられている。

このため、5月の「赤十字運動月間」を中心に、赤十字思想の普及・啓発活動を重点的に展開し、各地区・分区、協賛委員、赤十字奉仕団、町内会役員の方々等の協力をいただきながら、会員の増強と会費等の確保に努めるとともに、遺贈・相続財産による寄付の普及啓発や、赤十字サポーター制度への企業、団体等の加入促進のための取組を積極的に展開する。

12 医療事業

鹿児島赤十字病院は、公的医療機関として地域医療の進展に貢献していくため、一般病床120床をベースに災害時の医療救護、離島・へき地医療への取り組みはもとより、リウマチ・膠原病、関節・脊椎整形外科領域を主とする急性期医療など、各診療科領域において専門的かつ高度な医療の適切な提供に取り組み、その使命と役割を果たしている。

令和5年5月からの新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえて、同年12月から急性期80床、地域包括ケア病床40床への病床機能の変更を行った。

本病床機能変更により、さらなる地域に根ざした最適な医療の提供はもとより、赤十字の使命である災害救護、離島・へき地医療の支援などを継続するために、医師・看護師等人材の確保や医療機器・設備の充実、地域医療連携の一層の推進等を図り、病床稼働率の改善・向上など引き続き経営収支の改善と安定化に取り組むとともに、安全な医療の提供や医療サービスの質の向上に努める。

（1）災害時における医療救護活動

災害発生度の高い本県の気象条件、地理的特徴に鑑み、災害時に医師・看護師等を速やかに派遣し、その機能が十分発揮できるよう、常備救護班の整備や災害救護訓練に積極的に参加するなど、緊急時に備えておくこととする。

（2）離島・へき地医療活動

離島・へき地住民のいのちと健康の支えとなる診療に尽くすため、へき地医療拠点病院として、離島・へき地診療所の医師の巡回診療活動、急患等対応のための電話遠隔診療を継続的に行い地区住民への医療サービスの提供に努める。

へき地診療所医師・看護師派遣

三島村（4カ所） 延 246日

十島村（7カ所） 延 398日

計（11カ所） 延 644日

（3）消防・防災ヘリコプター積極的活用に係る医師搭乗システム及び鹿児島県ドクターへリ搬送先医療機関の協力

平成21年10月から始まった本土内の病院間搬送や救急現場への出動のための、消防・防災ヘリコプターの積極的活用において、搭乗医師の派遣の協力に努める。

また、平成23年12月26日から運行された県ドクターへリについても搬送先（受入）医療機関として協力に努める。

（4）一般医療・難病領域等の特色ある診療活動

内科・リウマチ科・整形外科等の領域において、当院の特色と専門性を生かし、疾病構造の変化等に適切に対応していくため、関係機関・鹿児島大学医局との連携・支援を得ながら、その体制整備と適切な医療活動に努めてきたところである。

また、救急医療及び術前検査実施等の充実により体制の強化を図るとともに、下記項目を重点事項として経営改善を図りつつ、地域医療事情・要望に適切に応えられる医療

サービスの提供に努める。

- ア リウマチ膠原病等に対する適切かつ質の高い医療の提供
- イ 関節、脊椎疾患等整形外科領域の質の高い医療の提供
- ウ 「手の外科」領域の質の高い医療の提供
- エ 「麻酔科部門」の体制整備充実による整形外科領域の手術等の拡充かつ適切な医療の取り組み
- オ 放射線部門を始め各領域診断の充実
- カ 「疾患別リハビリテーション」に対応するための、理学療法・作業療法・言語聴覚療法の充実
- キ DPC（診断群分類別包括評価制度）対象病院としての運営の積極的な取り組みと後発医薬品の導入促進
- ク クリティカルパスの見直しや後発医薬品の導入による材料費率（対医業収益比率）の改善

令和7年度経営指標（目標）

	入院	外来
1日当たり患者数	108.8人	145.0人
1人1日当たり診療収益	51,559円	48,700円
病床稼働率	90%以上	

（5）医師・看護師確保対策

- ア 医師確保対策として、鹿児島大学医局との連携強化に努めるとともに、医師の事務作業を補助する専従者（医療クラーク）を配置し、医師の事務的な業務負担軽減を図り、医師が医療業務に専念できる体制の充実を図る。
- イ 看護師確保対策として、「鹿児島赤十字病院奨学金制度」を活用し、日本赤十字九州国際看護大学で看護師を養成する。

（6）健康診断及び保健指導等

- ア 集団健診の実施
 - 地域・学校・職場等の団体を対象とした健診の実施
- イ 各種健診の実施
 - （ア）全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診の実施（一般健診・付加健診）
 - （イ）国民健康保険・各共済組合生活習慣病予防健診の実施（人間ドック）
 - （ウ）日本赤十字社健康保険組合生活習慣病予防健診の実施（一般健診・付加健診）
 - （エ）特定健診の実施

ウ 保健指導等

各種医療相談・栄養相談並びに救急法講習会等を実施し、地域の健康づくりを支援する。

(7) 地域医療連携と援助活動

ア ソーシャルワーカーによる社会福祉の専門的サポートと、地域医療機関等関係各機関との連携による相互援助活動を行う。

鹿児島赤十字病院・理念

わたしたちは、人道・博愛の赤十字精神に基づき、心のこもった医療を提供します。

基本方針

1 患者中心の医療

患者の人権と意思を尊重し、十分な説明と同意に基づき、わかりやすい医療を提供します。

2 救急医療と災害救護の充実

地域に信頼される救急医療を目指すとともに、災害、事故などへの救護活動を使命とします。

3 専門性の高い医療の提供と地域との連携

専門性の高い医療を提供し、地域医療機関と連携強化に努めます。

4 離島・へき地医療の充実

離島・へき地の住民の方々の健康と心の支えとなる診療に尽くします。

5 医療従事者の教育と研修の推進

研修・研鑽を積むとともに、次代を担う医療従事者の教育・研修の場を提供します。

6 職場の活性化と健全経営

全職員が協力して、安全な管理と健全な運営を目指し、笑顔で働きがいのある病院にします。

13 血液事業

血液事業は国民の信頼のうえに成り立っている事業であるが、法的には「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下「血液法」という）に基づいて運用されており、献血者の安定的な確保と安全な輸血用血液の供給を使命としている。なお、「血液法」では、輸血用血液の国内自給を基本理念としており、血液事業の実行にあたっては、国、県、市町村、採血事業者、医療関係者等の各々の役割と責務が明確化されている。さらに、「血液法」では、厚生労働大臣は「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という）を定めるものとし、「基本方針」は、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされている。

「日本赤十字社長期ビジョン」に基づいた「第二次中期事業計画（令和5～7年度）」において、血液事業では、①「新しい生活様式」を踏まえた献血血液確保体制の確立、②血液事業において、気候変動の抑制に効果がある施策の展開、③ITやIoTの技術等の導入により人手を介さない業務に対応できるなど、将来的な事業運営を見据えた次期基幹システムを導入、④少子高齢化を始めとする社会環境の変化や医療ニーズが変化していく中でも、安定して必要な血液量を確保できる体制の構築や若年期に献血に触れるきっかけを失った世代への対応、⑤輸血後副作用を減少させ医療に貢献、という5つの「事業・部門別目標」を掲げている。九州ブロックの一地域血液センターである鹿児島県赤十字血液センターとしても、今後の持続可能な血液事業のためには上記目標の達成が必要であると考えている。

当センターとしては、「血液法」を遵守しつつ、的確な需要の把握に基づく血液の確保、安全で快適に献血ができる環境の整備、医療機関から信頼される供給体制の実現に向けて取り組むことは当然のこと、限りある血液の有効利用も今まで以上に真剣に取り組んでいく。併せて、血液事業を巡る社会環境とニーズの変化を機敏に把握・対応し、地域輸血医療の技術的支援拠点として進化しつづけることができるよう関係機関、県民の力を結集していくこととしている。

(1) 供給、採血計画

ア 供給計画

(単位：本)

成 分	200mL 由 来	400mL 由 来	成分由来	合 計	200mL 換算	対前年比
全 血 製 剤	0	0		0	0	0.0%
赤 血 球 製 剤	720	49,429		50,149	99,578	101.3%
血漿 製 剤	360	10,156	1,800	12,316	27,872	101.7%
血小板製剤			10,990	10,990	109,900	100.3%
合 計	1,080	59,585	12,790	73,455	237,350	100.9%
構成比(%)	1.5%	81.1%	17.4%	100.0%		

イ 採血計画

(単位：人)

採 血 施 設	200mL	400mL	成 分	合 計	稼動数
血液センター	60	6,380	9,712	16,152	308
献血ルーム	180	6,498	8,726	15,404	309
献血バス	120	31,122		31,242	710
合 計	360	44,000	18,438	62,798	
構成比(%)	0.5%	70.1%	29.4%	100.0%	

(2) 学術情報・供給関連

1) 供給に関する対策

① 供給予測の精度向上

県民への安全・安心な輸血医療促進のため、貴重な献血血液のさらなる安全性・品質の確保等を行うと同時に、血液製剤の有効利用のために、血液製剤の使用量等にも十分な配慮をしつつ、過不足のない献血が実施できるように供給予測の精度向上に努める。

② 定時配送の向上

血液製剤の供給については、鹿児島県赤十字血液センター学術情報・供給課、鹿屋出張所及び川内出張所の3施設から行なっているが、引き続き、血液輸送管理体制の強化に努めるとともに、真に緊急を要する場合の適格な対応が行えるよう定時配送の向上に努める。

③ 血液製剤発注システム（WEB）の推進強化

2024年4月からは全ての血液製剤の受注について、WEBへ移行となったことから、供給係と学術情報係で協力しながら、全医療機関がWEB発注に対応できるよう推進していくとともに、引き続き、受注管理体制の強化に努める。

2) 学術に関する対策

① 医薬情報活動の充実

医療機関が安全な輸血を行うための支援や医療機関のニーズ等に的確に応え、相互の信頼・協力の維持に努めるとともに医療機関への積極的な訪問活動を実施し、血液製剤の品質、有効性及び安全性に関する情報提供等を行い、安全かつ適正な使用を推進するとともに、輸血用血液製剤の使用による有害事象をはじめとする安全管理情報の収集、対応を実施する。

② 鹿児島県合同輸血療法委員会との連携による血液製剤の適正使用及び有効利用の推進

医療機関・行政・血液センターの代表者からなる鹿児島県合同輸血療法委員会世話人会の事務局業務を県薬務課と共同で担うとともに、同世話人会と連携し、県内輸血実施医療機関すべてに対しさらなる血液製剤の適正使用及び有効利用の推進を図る。

③ 血液製剤の品質保証

医療機関に供給する血液製剤の品質、有効性及び安全性を確保するため、関係法令や管理基準等を遵守しながら品質管理体制の強化及び品質システムの普及に努める。併せて、血液製剤に係る品質管理については、品質改善管理及び変更管理を運用し、継続的改善を実施する。

④ 研修生受入

将来、地域医療を担う鹿児島大学医学部生が血液事業に対し、関心・理解を深めてもらうために、医学部生を対象に、献血の状況や血液製剤等についての研修を実施する。

(3) 献血推進関連

献血者の安定確保については、国の献血推進計画を踏まえ、「献血推進に係る新たな中期目標～献血推進2025～」に基づき、将来の献血者確保も踏まえ若年層の献血者数の増加、安定的な献血の確保、複数回献血の推進や、献血WEBサービスの利用促進等、広く県民に協力を仰ぐ必要がある。そのため、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の在庫状況等、県民に正確な情報を伝えた上で、献血への協力をお願いしていく。

これに伴い、献血者の年齢層に応じた献血推進はもとより、企業、団体等への普及啓発活動や、献血推進ボランティア組織、献血協賛企業等の協力を得ながら献血者の募集活動を積極的に行う。

(献血推進対策)

① 行政や各種ボランティア団体との連携に伴う集団献血の実施

県、市町村と連携し事業所訪問を行い、定期的・効率的な集団献血を実施する。特に集団献血等に顕著な協力がある事業所に対しては「献血サポーター」への加入を促進し、献血活動へのさらなる理解と協力をいただく。併せて、県及び市町村献血推進担当者、ライオンズクラブ担当者、事業所献血担当者等を対象に、献血の研修会等を開催し、各団体との協働による献血を実施する。加えて、県民への献血についての普及啓発を目的に、県と連携の上、これら団体のご参加・ご協力をいただき、「愛の血液助け合い運動月間」や「はたちの献血」等の街頭キャンペーンを実施する。その他、献血推進協議会未設置の市町村については、県と連携し、同協議会再構築の協力を行う。

② 複数回献血の推進

県、市町村と連携し、複数回献血の重要性や安全性について広く周知するとともに、献血予約による安定的な献血血液確保及び献血者サービス向上を目的に「献血 WEB 会員サービス（通称：ラブラッド）」会員募集を強化する。また、血小板製剤及び分画製剤の医療需要が高まっていることから、血小板・血漿成分献血の予約を促進し、献血者の安定的な確保を図る。

献血手帳（磁気カード型・紙型）のアプリ全面移行（令和8年1月5日）に伴い、更なる会員募集強化を図る。併せて、事前問診等アプリ利用のメリットをアピールし、アプリ使用促進による「献血予約」を推進する。

※スマホがない方も従前どおり、献血へのご協力は可能である。

③ 若年層の献血者数の増加、安定的な献血の確保

ア 次世代の献血者を育成することを目的とした若年層への献血思想普及啓発

10代の献血者層においては、献血への理解を深め、初めての献血を安心して行っていただく。具体的には、小学生に対しては「楽しく学ぼうキッズ献血」を実施し、中学生に対しては、「校内献血セミナー」や「職場体験学習」の受入れを積極的に行う。高校生に対しては、鹿児島県との連携による「献血セミナー」と「校内献血」を実施し、「男性は17歳から400mL 献血が可能」であることを案内する。

イ 学生献血推進協議会の育成

県内の大学や短大、専門学校生から組織されている学生献血推進協議会の育成強化をすると同時に、学生献血推進協議会主催の各献血推進キャンペーン（クリスマス献血、バレンタイン献血、ハロウィン献血等）を実施し、将来の献血を担う若年層に対し普及啓発を行う。また、学生献血推進協議会のメンバー在籍校での献血者確保強化を行い、併せて、同年代を対象とした献血セミナーも実施する。

ウ 若年層の継続的な献血協力

20代・30代の献血者に対しては、継続的な献血協力をいただけるよう企業などの連携を強化し、献血しやすい環境の整備に取り組む。併せて、広報手段として、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等の様々な手段を用いて、献血の重要性を伝える効果的な広報を展開する。また、アプリ導入に伴うラブラッドプレ会員登録の推進を強化し、献血未経験者への献血思想普及に繋げる。

④ 献血ボランティアの育成

鹿児島県赤十字血液センターで組織した献血推進活動ボランティア「けんけつ応援隊」を育成し、広く県民に献血への普及啓発を図り、県民総ぐるみの献血運動を推進する。併せて、受血者等の集まりである「～献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会」の声を献血者に伝え、より一層の献血の重要性を理解してもらう。

1.4 社会福祉事業

特別養護老人ホーム錦江園は、日本赤十字社で初めての老人ホームとして昭和49年6月に開設され、平成25年1月の建物全面改築工事を経て、平成26年2月からは全室個室のユニット型施設として新たにスタートした。さらに平成29年3月に10床増床工事を完了し、平成29年4月から介護老人福祉施設事業（80床）と短期入所生活介護事業（2床）の定員で運営している。

令和7年度も適正な施設運営体制の整備に努め、所定の介護料収入を確保するほか、入居希望者を随時受け、円滑な入居の推進を行うことにより経営の安定を図っていく。また、効率的な業務執行体制の確立により可能な限り支出を抑制するよう努める。

職員の待遇については、引き続き介護職員等待遇改善加算を取得し、引き続き介護職員のみならず他職種職員の待遇改善にも取り組んでいく。さらに、外部主催の研修やオンライン研修へ積極的に参加し、ユニットケアに取り組む職員の能力向上を目指す。

介護に当たっては、赤十字の基本理念を業務の中で実践することを念頭に、入居者ごとに作成する入居者本位の「個別機能訓練計画書」、「施設サービス計画書」、「栄養ケア計画書」等の充実を図り、それらに基づいて入居者が安心して日常生活を営むことができるよう質の高い個別ケアに努めていく。看取り介護に関しては、今後更に介護ニーズが増大・多様化することが予想されるため、昨年度に引き続き、看取り介護に関する研修等を充実させるとともに、医療ニーズの高い入居者に対して、本人やご家族と繰り返し話し合いを行い、その人らしい最期を迎えるよう努める。

コロナ禍で中止になることが多かった園内イベント等は徐々に回復しているが、今後も感染状況に十分な注意を払ったうえで、少人数単位で実施可能なユニット企画を活性化させるとともに、地域のボランティア等の協力を得ながら、コロナ禍以前の状態に戻すべく取り組んでいく。

日本赤十字社長期ビジョン第二次中期事業計画（2023～2025年度）に関連する取り組みとして、ICT機器の導入に向けた更なる検討・導入を行うことや、地域住民との交流及び地域貢献活動を積極的に行うことにより地域における福祉の拠点となることを目指す。

当園運営の基本方針と令和7年度における重点事項及びその詳細については、以下のとおり整理している。

《第二次中期事業計画(2023～2025年度)期間における当園運営の基本方針》

「少子高齢社会、多様性の受容などの社会的な変化へ適切に対応するとともに、災害時や新興感染症下でも日本赤十字社の特別養護老人ホームとして、持続可能で安心安全な質の高いサービスを提供する。」

《令和7年度当園重点事項》

(1)入居者本位の安全で質の高いサービスの維持・向上

- ①赤十字の基本理念を念頭に、日常業務において入居者本位のサービスを実践する。
- ②入居者の安心安全と健康管理に留意し、質の高いサービスの維持・向上に努める。
- ③サービス担当者会議をはじめ、各種会議や委員会の定期的開催。
- ④ユニットリーダー研修修了者を育成し、充実したユニットケアに努める。
- ⑤ケアマネジャー資格取得を推進し、将来的に1ユニット1ケアマネの配置を目指す。
- ⑥専門的で質の高い口腔ケア・認知症ケア・看取り介護に取り組む。
- ⑦園内イベント（お祭り等）の再開に向けた取り組みとユニット企画の更なる活性化。
- ⑧協力ボランティアや実習生等の積極的受入れ・新規ボランティア開拓。

(2)研修体制の充実と多様性を認め協力しあう職場風土の維持・醸成

- ①職員の資質向上と職業倫理徹底を図るため、園内研修を更に充実させるとともに、外部研修へ積極的に参加する。
- ②チームケアの重要性を認識し、多様性を認め、相互扶助の精神を持つよう努める。
- ③介護福祉士実務者研修実施事業者と連携し、地域の潜在的な介護人材を受け入れる。

(3)ICT機器の導入による業務効率化

- ①施設における業務課題の洗い出しとICT機器導入にかかる検討。
(福祉ICT展示会への参加、他施設の見学等)
- ②入居者の安心安全と介護職員の負担軽減に資する介護資機材の検討や計画的導入・整備。

(4)連携体制構築、作業効率化、情報の透明化と職場満足度向上

- ①職場満足度調査を定期的に実施し、課題を抽出したうえで、問題解決に向け努力する。
- ②業務のスリム化など園内体制の見直し、更には業務の集中又は再構築を図る。
- ③各係・職員間のコミュニケーションの充実を図るとともに、業務連携を強化する。
- ④市老施協LINE公式アカウントに参加し、施設紹介などを積極的に発信していく。
- ⑤ホームページの定期的更新に努め、入居者家族、地域、一般市民等へ適宜情報提供を行う。
- ⑥相談・苦情申出窓口や苦情解決相談員（第三者委員）を配置、各種の相談等に対応する。

(5)行政等と連携した地域貢献活動の実施

- ①地域ニーズ再確認のための情報収集。
- ②地域貢献活動の展開（赤十字救急法等講習事業・災害時要援護者受入れ等）。
- ③地域福祉活動推進会議（地域内ボランティア、民生委員、家族会等）開催と意見交換。

(6)防災体制・各種災害対応にかかる取り組みと災害福祉支援チーム(DWAT)への参加

- ①県内専門協議会との連携・諸調整（県・市当局、県・市老施協、県・市社会福祉協議会等）。
- ②日赤県支部救護関連業務への参加・諸調整（日赤県支部主催会議又は研修等への参加）。
- ③新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への予防と対応
- ④事業継続計画（BCP）内容の定期的な見直しとBCPに基づいた各種訓練の実施。
- ⑤災害福祉支援チーム（DWAT）にかかる各種訓練及び災害時支援活動への参加。

(7)経営の安定化及び介護職員待遇改善等の実施

- ①安定的な介護料収入の確保のため、適切な加算取得を行うとともに、入居者募集中体制の強化と円滑な入居に努める。
- ②介護職員待遇改善を適切に実施するとともに、安定的な人材の確保を図る。

< 参考資料 >

1 <入居者の出身市町村・年齢別の状況>

(令和6年12月1日現在)

出身地	性別	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合計
鹿児島市	男	0	0	5	3	3	2	2	0	15
	女	1	0	4	10	9	16	11	2	53
南九州市	男	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	女	0	0	1	0	0	1	0	0	2
枕崎市	女	0	0	0	1	0	0	0	0	1
いちき串木野市	女	0	0	0	0	2	0	0	0	2
指宿市	女	0	0	0	1	0	0	0	0	1
霧島市	女	0	0	0	0	0	0	0	1	1
垂水市	女	0	0	0	0	0	0	1	0	1
錦江町	男	0	0	0	1	0	0	0	0	1
長島町	女	0	1	0	0	0	0	0	0	1
十島村	女	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	男	0	0	5	4	4	2	2	0	17
	女	1	1	5	12	11	17	13	3	63
平均年齢：87歳10ヶ月 (男性：84歳0ヶ月、女性：88歳10ヶ月)										
最高年齢：103歳3ヶ月 最少年齢：56歳4ヶ月										

2 <介護度の状況>

(令和6年12月1日現在)

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	平均介護度
人員	0	0	9	31	40	80	4.39

3 <日常生活能力>

(令和6年12月1日現在)

区分	歩 行				食 事			入 浴			着 衣			排 泄					
	自 力 歩 行	杖等の歩行補助器使用	車いす使用	歩行介助	自分で介助可能	自分で介助可能	自分で介助可能	自分で介助可能	自分で介助可能	自分で介助可能	昼夜間	夜間		便所	おむつ使用	便所	おむつ使用		
												自 分 で 可 能	介 助 可 能	自 分 で 可 能	介 助 可 能	自 分 で 可 能	介 助 可 能		
（人）実数	3	5	70	2	34	16	30	2	14	64	5	18	57	14	28	38	9	10	61

【 參 考 資 料 】

赤十字年間のこよみ

月別	日	記事
1月	29日	(1881年) 日本赤十字社の前身「博愛社」の規則を制定
2月	17日	(1863年) ジュネーブに5人委員会誕生 (国際委員会の前身) アンリー・デュナンが提唱した国際救護団体 (現在の赤十字組織) 創設の意見を最初に取り上げた。
3月	10日	(1921年) 赤十字国際委員会規約制定
4月	1日 11日 18日 23日	(1890年) 日本赤十字社看護婦養成開始 (毎年) 昭憲皇太后基金配分 (1906年) サンフランシスコ震災に義援金送る (海外救護のはじめ) (1953年) 政府ジュネーブ諸条約に再加盟
5月	1日 5日 8日 12日 20日	(1877年) 日本赤十字社創立記念日 (1919年) 赤十字社連盟創立 (1828年) 赤十字の父アンリー・デュナン誕生 (世界赤十字デー) (1820年) 看護婦の母フローレンス・ナイチングール誕生 (1887年) 博愛社を日本赤十字社と改称
6月	21日	(1888年) はじめて有功章社員章を制定
7月	15日	(1888年) 磐梯山噴火に最初の救護班派遣 (平時災害救護のはじめ)
8月	12日 13日 14日 22日	(1949年) 新ジュネーブ諸条約成立 (1910年) 看護婦の母フローレンス・ナイチングール死去 (1952年) 日本赤十字社法制定 (1864年) 最初のジュネーブ条約締結 (12か国が調印)
9月	2日 20日	(1886年) 万国赤十字社に加盟 (1934年) 東洋で最初の第15回赤十字国際会議を本社で開く。
10月	26日 30日 30日	(1863年) 赤十字の基礎となる規約制定 (赤十字創設) (1965年) 第20回赤十字国際会議において赤十字の基本原則宣言 (1910年) アンリー・デュナン死去
11月	15日 17日	(1886年) 日本政府、ジュネーブ条約に加盟、同日公布 (1886年) 日本赤十字病院創立
12月	7日	(1926年) 初代社長佐野常民死去

日本赤十字社鹿児島県支部の現況

(令和6年12月末現在)

役 員

支 部 長	塩 田 康 一
副 支 部 長	大 塚 大 輔
	房 村 正 博
本 社 理 事	森 博 幸
本 社 代 議 員	5人
監 査 委 員	2人
評 議 員	40人

赤十字奉仕団委員長及び団員数

赤十字奉仕団支部委員会委員長	大 迫 茂 子
・地域赤十字奉仕団 (57団)	
団 員 数	11,296人
・赤十字安全奉仕団委員長	岩 屋 幹 夫
団 員 数	136人
・青年赤十字奉仕団委員長	堀 段 恵 奈
団 員 数	11人
・赤十字アマチュア無線奉仕団委員長	松 木 孝 生
団 員 数	287人
・赤十字看護奉仕団委員長	(休止中)
団 員 数	0人
・青少年赤十字賛助奉仕団委員長	針 原 正 弘
団 員 数	54人

赤十字有功会

会 長	松 前 邦 昭
会 員 数	290人(社)

青少年赤十字指導者協議会

会 長	日 高 京 美
役 員 数	23人

会 員 等 (協力会員等除く)

個 人 会 員	1,087人
法 人 会 員	890社

講習指導員

救 急 法 指 導 員	100人
水上安全法指導員	38人
幼児安全法指導員	36人
健康生活支援講習指導員	24人

医 療 事 業

病 院	1病院
診 療 科 目	9科
内科・リウマチ科・循環器内科・呼吸器内科・整形外科	
脳神経外科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科	
病 床 数	120床
医 師	21人
医 療 技 師	38人
看 護 師	94人

血 液 事 業

血液センター・天文館出張所・鹿屋出張所・川内出張所	
移 動 採 血 車	5台
檢 診 車	4台
獻 血 運 搬 車	21台
(出張所を含む)	
医 師	7人
医 療 技 師	3人
看 護 師	37人

社会福祉事業

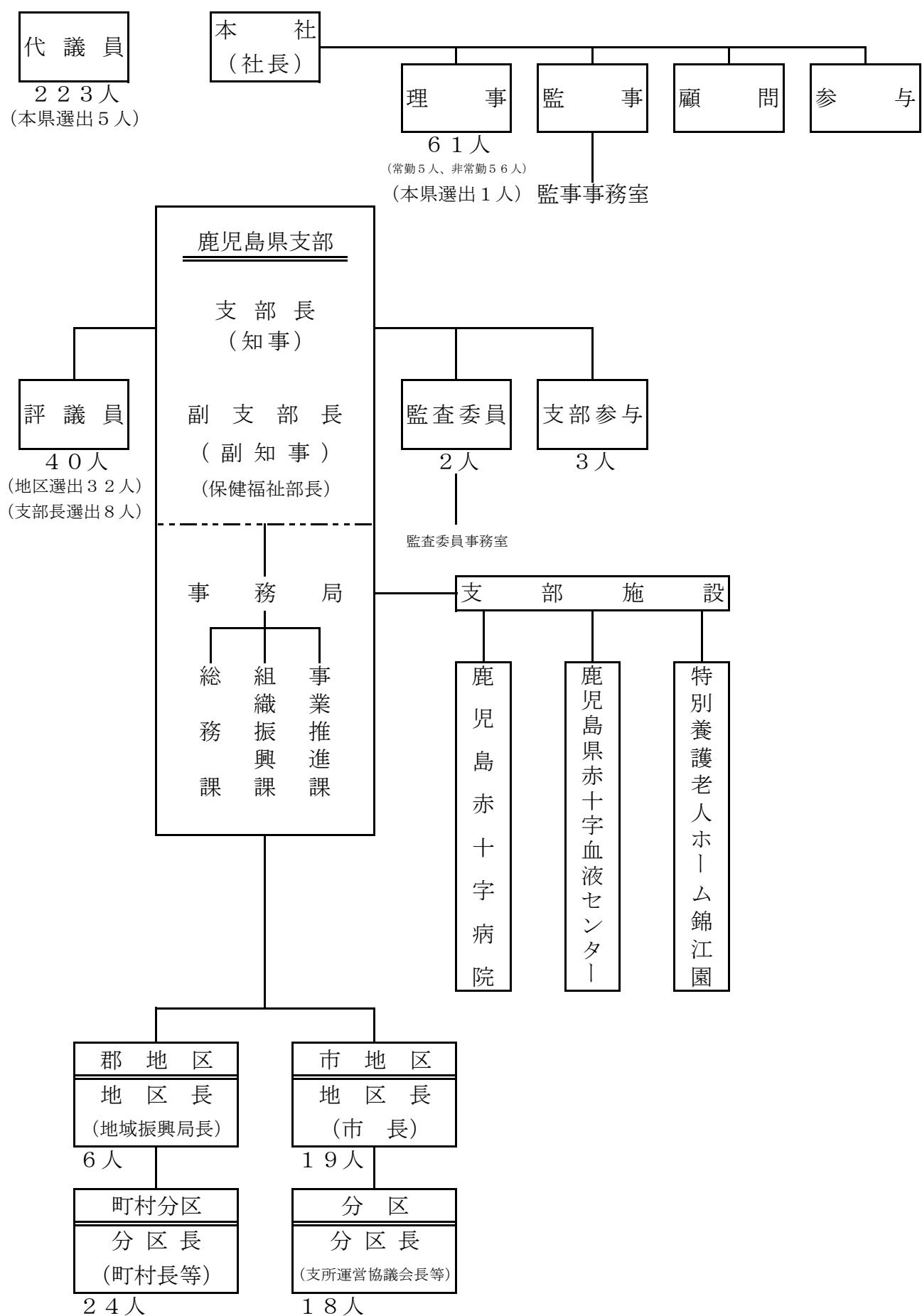
特別養護老人ホーム	
入 所 定 員 数	80人
短期入所生活介護(ショートステイ)	2床
介護職員・看護師	51人

救護・援護事業

常 備 救 護 班	8班
常 備 要 員	48人
無線基地局・移動局	78局
災 害 救 援 車(地区分区配備含む)	62台
エ ア ー テ ン ト	3基
フレーム式拡張テント	3張
テ ン ト(地区分区配備含む)	143張
災害物資保管庫等(地区分区配備含む)	81ヶ所
炊き出し用釜セット(地区分区配備含む)	73ヶ所

日本赤十字社鹿児島県支部の組織機構

(令和6年12月末現在)



支部主要役員及び支部施設一覧表

(1) 支部主要役員

(令和6年12月末現在)

役職名	氏名	現職	任期
支部長	塩田康一	県知事	R5.7.28～R8.7.27
副支部長	大塚大輔	県副知事	R5.7.10～R8.7.9
〃	房村正博	県保健福祉部長	R4.4.1～R7.3.31
本社理事	森博幸	前鹿児島市長	R4.4.1～R7.3.31
〃代議員	森博幸	前鹿児島市長	R4.2.14～R7.2.13
〃	本坊輝雄	南さつま市長	〃
〃	今別府哲矢	前薩摩川内市社会福祉協議会会長	〃
〃	川畠俊彦	南生建設名誉会長	〃
〃	大迫茂子	赤十字奉仕団県支部委員会委員長	R5.6.13～R7.2.13
支部監査委員	大柳俊一	県町村会事務局長	R6.4.1～R9.3.31
〃	西井上誠	前県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	R6.2.9～R9.2.8

(2) 支部施設一覧表

名称	所属長名	所在地	郵便番号	電話番号
日本赤十字社鹿児島県支部事務局	事務局長 橋口秀仁	鹿児島市鴨池新町1番5号	890-0064	(099) 252-0600
鹿児島赤十字病院	院長 砂原伸彦	鹿児島市平川町2545番地	891-0133	(099) 261-2111
鹿児島県赤十字血液センター	所長 竹原哲彦	鹿児島市鴨池新町1番5号	890-0064	(099) 257-3141
特別養護老人ホーム 錦江園	園長 檜物茂樹	鹿児島市平川町2530番の1	891-0133	(099) 261-2789

人道

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は、生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月はすべての民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公平

赤十字・赤新月は国籍、人種、宗教、社会的地位又は政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立

赤十字・赤新月は独立である。各国の赤十字社、赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉仕

赤十字・赤新月は、利益を求める奉仕的救護組織である。

単一

いかなる国にもただ一つの赤十字社あるいは赤新月社しかあり得ない。赤十字社、赤新月社はすべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社、赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

令和7年度 事業計画

令和7年1月 発行

日本赤十字社鹿児島県支部

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町1-5

電話 099(252)0600

FAX 099(258)7037

ホームページ アドレス

<https://www.jrc.or.jp/chapter/kagoshima/>



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.